

○ 協議事項

障害者差別の解消に向けた取組状況

1 今後の取組の方向性（平成29年度第2回協議会での了解事項）

障害当事者、事業者、県民へのアンケートや、障害当事者・家族団体との意見交換等を実施した結果、合理的配慮の好事例等があった一方で、障害に対する理解が無いこと等からくる差別も依然として少なくなく、障害者差別の解消に向けた取組が求められているところ。

従って、今後、あらゆる場面で障害者差別の解消につながるよう、県障害者計画に基づき関係課や関係機関、障害者団体とも連携しながら、法及び条例の認知度を高める取組や障害及び障害のある人に対する理解の促進など、障害当事者、事業者、県民に対する普及啓発等を更に進める必要がある。

2 県における取組

団 体 名	取 組 内 容
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係団体や事業者の会議、研修会等の場における説明、事業者への個別訪問を行っている。 ・ リーフレット等の配付、県ホームページ、県民手帳での広報等による啓発活動を行っている。 ・ 各種イベント等において、障害者差別についての理解を広めるための啓発等を行っている。 ・ 令和2年3月27日に施行された「かごしま県民手話言語条例」を踏まえ、知事記者会見等に手話通訳を導入した。

3 各団体等における取組

団 体 名	取 組 内 容
障害者の生活と権利を守るかごしまの会 （かごしま障害フォーラム）	・ パンフレットの配布
県視覚障害者団体連合会	・ 学校や施設等からの依頼に基づき、盲導犬の仕事や視覚障害者の誘導の仕方等についての講演等を実施し、理解促進に努めている。

団 体 名	取 組 内 容
<p>県聴覚障害者協会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「いつでもどこでも手話ができる環境」を目指して啓発活動に取り組んでいる。 <li style="padding-left: 20px;">生活を送る上で、重要である就職のために利用するハローワークの手話通訳者は、常駐ではなく月4～6日であり、他の行政機関でもこのような状況がみられる。この不便な状況を理解していただき、今まで以上に県から力添えをいただきながら、障壁なく社会参加できるように今後も啓発活動に取り組んで行く。
<p>県手をつなぐ育成会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知的障害福祉月間（2020年9月1日～9月30日）
<p>県自閉症協会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「世界自閉症啓発デー(4月2日)」 「発達障害啓発週間(4月2日～8日)」での普及啓発等に係る取組 <li style="padding-left: 20px;">世界がブルーでつながる日に、アミュラン、水族館、甲突川橋梁等でブルーのライトを点灯 <li style="padding-left: 20px;">関連施設でのポスター（セサミストリート）掲示 <li style="padding-left: 20px;">展示のための制作活動 <li style="padding-left: 20px;">図書館における関連書籍コーナー設置と展示の働きかけ ・ 市町村で開催される福祉まつりでの普及啓発等に係る取組
<p>障害者支援施設桜町学園 （県知的障害者福祉協会）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員への人権擁護研修等実施（法人全体、事業所単体） ・ 教育実習生への人権擁護研修等実施（コロナ渦の中、DVD、動画活用） ・ 地域貢献活動時等に地域住民との関係性を築き、障害者の理解に繋げている。 ・ 採用された障害者の雇用定着のため、合理的配慮を実施。
<p>南九イリョー株式会社 （県経営者協会）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者雇用に関し工場視察を受け入れており、特別支援学校等の生徒及び保護者等を対象に見学会を開催。 ・ 各種研修への参加 ・ 職業指導員の設置

団 体 名	取 組 内 容
県弁護士会	<ul style="list-style-type: none"> ・奄美地区障害者差別解消支援地域協議会への会員弁護士の出席と会内委員会での報告 ・司法修習生向け研修として、会員弁護士及び障害者支援施設理事長による障害者支援の講義・講演を弁護士会で実施。 ・知的障害のある子の親なきあと支援を目的として、自宅及び預貯金を信託財産とする家族信託（民事信託）の組成支援、信託契約書作成・公正証書による締結、信託口座開設を行った。 （資料）
県社会福祉士会	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者虐待防止・権利擁護研修の実施（県委託事業） ・高齢者・障害者虐待対応専門職チームの編成 ・障害福祉、虐待対応に関する研修等への講師派遣 ・各研修を通じた現場職員の資質向上
鹿児島労働局	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の懸念から開催を中止し普及啓発ができなかったものも一部あるが、各種講習会、セミナー、会議の場において、障害者差別禁止、合理的配慮の提供義務について参加者である企業、関係機関へ周知を行った。